

学校法人堀井学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は学校法人堀井学園(以下「学園」という)の寄附行為第 59 条第1項の規定に基づき、役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)及び評議員の報酬等(報酬及び退職金をいう。)の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬

(報酬)

第 2 条 報酬は、専任の理事については、俸給、手当及び賞与とし、非常勤の理事については、手当及び賞与とし、非常勤の監事及び評議員については、手当とする。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬の支給日は、次のとおりとする。

- (1)理事の俸給及び手当 毎月25日(その日が休日にあたるときは前日)
- (2)理事の賞与 夏季及び冬季賞与における職員の賞与支給日
- (3)非常勤の監事及び評議員の手当 監事の監査業務または会議開催の月の翌月25日(その日が休日にあたるときは前日)

2 前項の報酬は、特別の事情がない限り、本人の指定した本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(俸給)

第 4 条 専任の理事の俸給(月額)は別表1.の通りとする。

(賞与)

第 5 条 専任の理事及び非常勤の理事の賞与については別表2.の通りとする。

(役員及び評議員の手当)

第 6 条 役員及び評議員の手当は次の通りとする。

- (1)理事長手当(月額) 324, 000円
- (2)理事手当(月額) 108, 000円
- (3)監事業務手当(日額) 25, 000円
- (4)評議員手当(日額) 10, 000円

2 評議員手当については、会議に出席した場合に支給する。

(月の中で就任又は退任した場合の報酬)

第 7 条 月の初日以外において新たに就任した専任の理事に就任当月分の報酬を支給する場合、当月分の俸給(月額)の全額を支給する。

2 月の末日以外の日において退任した専任の理事に対する退任当月分の報酬を支給する場合、当月分の俸給(月額)の全額を支給する。

第3章 退職金

(退職金)

第 8 条 理事が退職又は在任中死亡したときは退職金を支給する。退職金の額は専任・非常勤の別、理事としての在任年限及び功労を勘案して理事会において決定する。

第4章 補則

(公表)

第 9 条 本規程は、寄附行為第 76 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て行う。

(細則の制定)

第 11 条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は細則を制定することができる。

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は令和 7 年 7 月 1 日から改正実施する。

別 表 1.

1号俸月額	1,175,000 円	14号俸月額	516,000 円
2号俸月額	1,107,000 円	15号俸月額	501,000 円
3号俸月額	1,035,000 円	16号俸月額	491,000 円
4号俸月額	965,000 円	17号俸月額	481,000 円
5号俸月額	895,000 円	18号俸月額	471,000 円
6号俸月額	818,000 円	19号俸月額	461,000 円
7号俸月額	761,000 円	20号俸月額	451,000 円
8号俸月額	706,000 円	21号俸月額	441,000 円
9号俸月額	651,000 円	22号俸月額	431,000 円
10号俸月額	616,000 円	23号俸月額	421,000 円
11号俸月額	581,000 円	24号俸月額	411,000 円
12号俸月額	556,000 円	25号俸月額	401,000 円
13号俸月額	531,000 円		

26号俸以下は、号俸間の差額を各 10,000 円とした金額を適用する。

別 表 2.

専任理事	年間	5ヶ月
非常勤理事	年間	2ヶ月